

# 朝来市議会刷新連盟



## 市民とともにある、公正で信頼ある議会へ／朝来市議会刷新連盟の結成

私たち朝来市議会に所属する13人の議員は、会派の枠を超え、深い決意を持って、ここに「朝来市議会刷新連盟」を結成したことを宣言します。

私たちは、今日より現在の議員の任期が終了するその日まで、朝来市議会がより一層市民のための議会となるよう、日々精進し奮闘することを誓います。

### **(1) 朝来市議会議員の政治倫理を刷新しスタンダードを確立します**

私たちは、朝来市議会議員の政治倫理を刷新し、真に市民の利益のために邁進する議員であること及び議会であることを追求します。

現在、朝来市議会は政治倫理のあり方を巡り、分裂しています。この問題は、昨年3月定例会以降、深刻な課題として継続しています。昨年の12月定例会において、**吉田俊平議員と関綾乃議員に辞職勧告**を行い、1人の議員に役職辞任を求めましたが、事態は改善せず、依然として深刻な政治倫理上の問題を抱えています。

私たちはこの状況を重く受け止め、団結してこの問題を解決する責任を深く自覚しています。

### **(2) 朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例を遵守し信頼関係を構築します**

私たちは、議員自らが制定した「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例」を遵守し、議員と市職員との正常な関係を維持し、相互の信頼のもとに朝来市政を前進させることを追求します。

一昨年、副市長からの議員による職員へのハラスメ

ント改善要請を受けて以来、1年以上が経過しました。この間、副市長から提示された調査資料に対し、吉田議員は「私への指摘が一番多いのは私が一番仕事をしている証拠だ」と開き直り、議員のハラスメントを定義する条例が未整備であることを楯に取り、「根拠の不明確なハラスメントの指摘に対しては告発も辞さない」と公然と発言し、市当局を恫喝する有様でそれに同調する議員もいました。このような不誠実な対応を取る議員の存在が、議会と市職員の信頼関係を著しく損ねる要因となりました。

しかし、昨年12月、多くの議員の努力によって「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例」を制定することができました。私たちはこの条例を遵守し、市当局や職員との建設的な対話と意見交換を活発化させ、相互の信頼を深めながら、協力して朝来市政を充実・発展させていくことを目指します。

### **(3) 市民に開かれた議会を実現します**

私たちは、朝来市議会の各種制度改革を推進し、市民に開かれ、市民とともにある議会を追求します。

昨年1年を通じて行われた「議会改革調査特別委員会」の報告では、朝来市議会が直面する課題や制度改革の方向性が示されました。私たちは、この報告に基づき、議会改革に継続的に取り組み、市民のための議会としての存在意義を高めることを目指します。

以上、宣言いたします。

令和7年1月6日

朝来市議会刷新連盟

## 吉田俊平議員、関綾乃議員をめぐる処分履歴

処分対象議員	処分対象事由	決定した処分
吉田俊平議員	政治倫理審査会付託第28号松井道信議員に対する不当発言	議長嚴重注意及び謝罪文朗読※1
	政治倫理審査会付託第29号藤本邦彦議員に対する虚偽発言等	議長嚴重注意及び謝罪文朗読※1
	政治倫理審査会付託第30号一般社団法人よふどの恵等に対する虚偽発言等	議長嚴重注意及び謝罪文朗読※1
	請願第2号「吉田俊平議員の辞職勧告決議を求める請願」	議員辞職勧告決議（資料1）
	請願第3号「吉田俊平議員の即時議員辞職勧告を求める請願」	
	請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会（百条委員会）調査報告	議員辞職勧告決議
関綾乃議員	請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会（百条委員会）調査報告	議員辞職勧告決議（資料2）※2

※1：謝罪文の朗読は拒否されたまま現在に至る。 ※2：審議中の関議員の陳述に対し懲罰委員会を設置。

（資料1）

### 吉田俊平議員に対する辞職勧告決議

朝来市議会は、市民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っています。しかしながら、吉田俊平議員は以下の行為により、市民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、市民の信頼を著しく損なう結果を招いています。

#### 1. 市民に対する不適切な対応

委員会におけるピラの配布と、その後の発言を巡って市民から話し合いの要請を受け、議長が仲介して対話の場を設けようとしたにもかかわらず、吉田議員はこれを拒否しました。議員の責務として、市民が疑念や懸念を持ち対話を求める場合には、その声に真摯に耳を傾け、誤解を解消し相互理解を図る努力が求められます。対話を完全に拒否することは、市民との信頼関係を断ち切る行為です。吉田議員の対応は、公職者として厳しく批判されるべきものであり、議員としての適格性を問われる重大な問題です。

#### 2. 非正規職員に対する差別的発言

令和6年3月28日の本会議において、吉田俊平議員は非正規職員に対して、雇用形態や職務遂行能力に関連した差別的な発言を繰り返しました。それらの発言は、非正規職員への敬意を欠き、その貢献を軽視するだけでなく、非正規職員を明らかに下位と見なす表現や虚偽の内容を含み、非正規職員の尊厳を損ない、職場環境に不必要な不安と不信感を生じさせると共に、市職員全体へも不適切な影響を与え、職員および市民に深い不快感を与えるものでした。こうした発言が、議員に求められる品位を大きく欠き、議員の職責に相反するものであり、議員の資格を問われるべき重大な問題であることは明白です。

#### 3. 地方自治の根幹に関わる問題

市民は地方自治の主体であり、職員は自治行政の円滑な運営を担います。吉田俊平議員の行為は、それぞれ地方自治の基盤をなす市民と職員の双方に対する不当な侵害であり、これらの行為がもたらす影響は地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ません。地方自治の根幹を守り、市民の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要があります。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法に則り、吉田俊平議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告します。

以上、決議します。

令和6年12月11日

朝来市議会

（資料2）

### 関綾乃議員に対する辞職勧告決議

朝来市議会は、市民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っている。しかしながら、関綾乃議員は以下の行為により、市民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、市民の信頼を著しく損なう結果を招いている。

#### 1. 賛同人への戸別訪問による権利侵害

関綾乃議員が請願第3号の賛同人に対して戸別訪問を行い、賛同人の意思確認を超えた、抑圧的な性質を持って署名の撤回を促す質問を行った行為は、賛同人の憲法第16条（請願権）、第19条（思想・良心の自由）、第21条（表現の自由）の基本的権利を侵害している。

#### 2. 個人情報の目的外利用

関綾乃議員が請願第3号の賛同人名簿を利用して戸別訪問を行った行為は、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例の趣旨に違反している。

#### 3. 請願審査手続きの逸脱

関綾乃議員の行為は、請願審査における議会の集団的意思決定の枠組みを逸脱し、請願審査の公正性を損なう結果を招いた。これらの行為は、議員としての責務に反し、市民の基本的権利を侵害するとともに、議会の公平性を大きく損なうものである。

#### 4. 地方自治の根幹に関わる問題

関綾乃議員の行為は地方自治の主体である市民に対する不当な権利侵害であり、市民の信頼を著しく失墜させるものである。一連の行為がもたらす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として、本市に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした行為を厳しく非難し、再発防止に向けた具体的な行動を取る必要がある。

これらの行為に鑑み、朝来市議会は、地方自治法に則り、関綾乃議員に対し、自らの行動を深く反省し、速やかに議員辞職されることを強く勧告する。

以上、決議する。

令和6年12月24日

朝来市議会

## 朝来市議会刷新連盟

浅田 郁雄

足立 義美

上田 幸広

尾崎 里美

日下 茂

嵯峨山 博

西本 英輔

藤本 邦彦

藤原 正伸

松井 道信

水田 文夫

森下 恒夫

横尾 正信

（五十音順）